

実質化された人・農地プラン(案)

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
宮城県七ヶ宿町	七ヶ宿町地区 ○東部地域 (長老集落、横川集落、関集落、滑津集落) ○西部地域 (峠田集落、湯原集落、干蒲集落)	令和2年4月27日	令和3年3月25日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	643 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	329 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	284 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	63 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	198 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	42 ha

注1:③の「70才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

・地区内の耕地面積が643haに対し地区内における70才以上の面積が284haあり、面積の4割以上を占めている状況である。
 ・70才以上の面積の261haが後継者が未定か不明であり、農地の有効活用のため中心経営体へ集約が必要になってくる。
 ・今後集約になる見込みの農地は大部分がほ場整備未整備地であり、水稻での利用が難しい状況であることから、転作作物での有効利用を考慮に入れながら集積する必要がある。
 ・地域毎の特色や効果的な農地利用を考えながら、経営体毎に集積を実施していく。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

対象:干蒲集落、湯原集落、峠田集落(西部地域)
 農地利用については、中心経営体の農事組合ライスファームや農事組合法人千年塾等を中心に水稻を作付けする農地を集約、株式会社ゆのはら農産を中心にそばを作付けする農地を集約しながら、農地の有効活用を促進する。

対象:滑津集落、関集落、横川集落、長老集落(東部地域)
 農地利用については、中心経営体の農事組合ライスファームや農事組合法人千年塾等を中心に水稻を作付けする農地を集約、有限会社ファームイチカワ等の酪農農家を中心に牧草を作付けする農地を集約しながら、農地の有効活用を促進する。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農法		水稲	12.8 ha	水稲	8.0 ha	西部地域、東部地域
認農法		水稲 野菜	10.6 ha 6.4 ha	水稲 野菜	20.0 ha 6.4 ha	西部地域、東部地域
認農法		そば 農家レストラン	18.8 ha 1 件	そば 農家レストラン	25.0 ha 1 件	西部地域
認農法		牧草 酪農	31.3 ha 250 頭	牧草 酪農	33.0 ha 250 頭	東部地域
認農法		施設園芸 (夏秋いちご)	2.1 ha	施設園芸 (夏秋いちご)	2.1 ha	東部地域
認農		水稲	5.2 ha	水稲	7.0 ha	西部地域、東部地域
認農		水稲	11.8 ha	水稲	12.5 ha	西部地域、東部地域
認農		水稲	8.3 ha	水稲	10.4 ha	西部地域
認農		水稲	6.6 ha	水稲	8.2 ha	東部地域
認農		水稲	6.1 ha	水稲	13.0 ha	東部地域
認農		牧草 酪農	12.9 ha 105 頭	牧草 酪農	12.9 ha 105 頭	東部地域
認農		牧草 酪農	17.2 ha 116 頭	牧草 酪農	17.2 ha 120 頭	東部地域
認農		牧草 酪農 水稲	4.0 ha 18 頭 1.2 ha	牧草 酪農 水稲	4.0 ha 30 頭 1.5 ha	東部地域
認農		牧草 酪農 水稲	12.6 ha 52 頭 1.5 ha	牧草 酪農 水稲	15.0 ha 70 頭 2 ha	東部地域
認農		水稲 野菜	1.1 ha 1.2 ha	水稲 野菜	2.5 ha 2.3 ha	東部地域
認農		水稲	1.9 ha	水稲	3.0 ha	東部地域
認農		水稲	1.6 ha	水稲	3.0 ha	東部地域

中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
認農		水稲	2.2 ha	水稲	3.0 ha	東部地域
認農		水稲	2.1 ha	水稲	5.5 ha	東部地域
認農		水稲	1.5 ha	水稲	4.0 ha	西部地域
認農		そば 農家レストラン	4.9 ha 1 件	そば 農家レストラン	6.5 ha 1 件	西部地域
認就		肉用牛繁殖	2 頭	牧草 肉用牛繁殖	0.7 ha 15 頭	東部地域
認就		野菜	0.1 ha	果樹 野菜	0.6 ha 0.2 ha	西部地域
認就		果樹 野菜	0.3 ha 0.1 ha	果樹	1.5 ha	東部地域
計	24 人		186.4 ha 543 頭 2 件		231.0 ha 590 頭 2 件	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針

○農地の貸付け等の意向

・貸付け等の意向が確認し、貸付希望のある農地は順次調査していく。

○農地中間管理機構の活用方針

・七ヶ宿町地域全域を重点実施地区とし、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は原則として、農地を機構に貸し付けを推進していく。
 ・中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな中心経営体への貸付けを推進していく。

○農地中間管理機構関連農地整備事業への取組方針

・農業の生産効率の向上や農地集積・集約化を図るため、東部地区及び西部地区で農地整備事業に取り組む。

○鳥獣被害防止対策の取組方針

・鳥獣被害を防止するため進入防止策の設置を推進し、安心した作付けを出来る環境の創出を図る。

農地の貸付け等の意向

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m ²)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。